

小笠東小学区PTA役員選出細則

(目的)

第1条 この細則は、小笠東小学校PTA規約（以下「規約」という。）第7条第1項に規定する役員を選出するにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(役員選考委員会)

第2条 新年度PTA委員会においてPTA役員の立候補がない場合は、役員候補者を選出するため、選考委員会（以下委員会という。）を設置するものとする。

2 委員会は、現本部役員より構成される。

(役員)

第3条 委員会に委員長1名と副委員長2名を置く。

2 委員長及び副委員長は現PTA会長と副会長とする。

(職務)

第4条 委員会は、規約第7条第1項に規定するPTA役員の候補者を速やかに選出することを職務とする。

2 委員会は、各候補者の了解を得なければならない。

(会長の意向)

第5条 委員会は、会長候補者選出後は他の役員選出にあたって会長候補者の意向を十分尊重しなければならない。

(報告)

第6条 委員会はPTA役員候補者を選出した後、新年度PTA委員会に選出の経過を報告しなければならない。

(決定)

第7条 新年度PTA委員会においては、前条に定める報告の後、速やかにPTA役員を決定しなければならない。

(地区委員の人数)

第8条 各地区は、地区委員を1名以上選出する。ただし、別表に示した人数を選出しても構わない。

(付則)

1 この細則は平成11年4月16日に制定し、同日より施行する。

2 この細則は平成17年11月2日に一部改正する。

- 3 この細則は平成28年10月21日に一部改正する。
- 4 この細則は令和8年5月8日に一部改正する。